

みどり荘における所定疾患施設療養費による算定状況

施設内における特定の疾患になった利用者の治療の人数

特に肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎になって治療を行った利用者の人数は以下の通りです

所定疾患算定数(人数)

	令和 3年			
	肺炎	尿路感染	蜂窩織炎	带状疱疹
4月	1			
5月				
6月				
7月	1			
8月				
9月	1			
10月				
11月				
12月				
1月	1	1	1	
2月				
3月		1		
合計	4	2	1	0

治療内容は、投薬・検査・注射・処置等

同一の利用者について月に1回、連続する7日間を限度として算定

所長 上田 隆夫